

復興に祈りをこめて

震災時の民生委員活動

青葉繁れる頃、五月二十七日に南三陸町民生委員児童委員協議会との研修会が行われました。東日本大震災による甚大な被害を受けた地域でもあり、南三陸町では地震発生後に民生委員児童委員は、次のような動きをしました。

- ・担当地区の高齢者世帯の安否を確認し、近くの避難所へ向かった。
- ・近隣の寝たきりの男性を車に乗せ、高台へ避難した。
- ・避難する途中、うろたえる高齢者に避難するよう声をかけた。
- ・避難をいやがる高齢者を説得し、津波に追いかけるながら何とか避難した。
- ・押し寄せる津波を背に高台へ避難したつらい体験を声をつまらせながら、ひと言・ひと言噛み締めるように語られ、私たちも、車窓から変わりはた南三陸町の風景を目の当たりに見た直後でもあり、あちらこちらから忍び泣きが漏れました。



近未来に起こりうるかも知れない様々な災害について、民生委員児童委員の取組として

- ・自分が避難できる範囲の避難所・避難経路の把握。
- ・近隣の人との絆を大切に。
- ・非常事態の際には、要援護者のみならず一般の方への目配り。
- ・不断から避難訓練の実施。

鉄骨のみ原型をとどめている防災対策庁舎の前で、鎮魂と復興を祈り、想像を超える津波の威力に、改めて防災に対する認識を強く感じました。

どの様な状況であれ、「人は人として生きていかなければならない」と、深く心に刻んだ研修でした。

福祉映画会

「遺体 明日への十日間」



福祉映画会を6月22日(土)に、播磨町中央公民館で実施しました。映画は、2011年3月11日 日本の観測史上最大の地震による津波に襲われた、岩手県釜石市が舞台です。未曾有の災害に直面しながら、困難な状況や

悲しみに向き合った人々がいました。彼らには悲しむ時間さえなかったのです。遺体安置所でこの様子を一人のジャーナリストが目撃し、報道が伝えきれなかった真実を、事実を基に描いています。また、「風化させたくない」との想いで日本を代表する俳優陣が集結し、完成された映画でもあります。

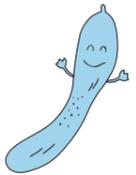
私たちもあの日を忘れることなく、一日も早い復興を願って手助けをしていきたいと思いました。

エプロンメモ

簡単ピリ辛キュウリ漬け

- 材料
- ・キュウリ 3本
 - ・酢 100cc
 - ・醤油 100cc
 - ・砂糖 大さじ3杯
 - ・ごま油 小さじ1杯
 - ・たかの爪 1本

作り方
調味料を混ぜ合わせ種を取ったたかの爪は小さく切って調味料に入れる。キュウリは長さ5センチの拍子木に切って漬けこむ。1時間すればさっぱりした一品になります。1度試してみてください。



編集後記

南三陸の海は穏やかで、あの日のことが夢であつて欲しいと思いました。あらためて、人と人の繋がりの大切さを感じた研修でした。

みんこ

播磨町民生委員児童委員協議会

マークの意味
マークの図柄は昭和35年(1960)に公募して選ばれたものです。幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩を型取って、愛情と奉仕を表しています。

20号
(2013. 7. 1)

改選の時にあたり町民の皆さまへ



播磨町民生委員児童委員協議会

会長 亀田 龍昇

社会情勢がめまぐるしく変化する中、民生委員児童委員としての役目も毎日に複雑多様化しています。そんな中、各委員は与えられた職務を精一杯勤め、地域福祉のあらゆる方面に努力の足跡を残せたのではないかと私なりに確信しています。これも全て地域の皆様のお力添えがあつてこそと感謝しています。

私たちの任期は今年11月末日を以ってひとまず終えることとなります。12月からは、再任される委員、新任される委員により新たな体制が始まります。全ての委員と共に「出来ることを出来るときに」をモットーに、皆様のお役に立てればと思います。

民生委員児童委員や民生児童協力委員が地域の皆様に大変お世話になりましたことを、紙上からですが、厚くお礼申しあげます。ありがとうございます。

親子関係

民法が親子として認めているのは、血のつながりがある実の親子と、養子縁組によって親子となる養親子だけです。戦前の民法で血のつながりのない者(夫と、妻の連れ子など)の間にも親子関係を認めていたのは、夫婦や親子

の関係が封建的な「家」によって支配されていたことによるものです。その後「家」制度は廃止されましたので、現在の民法では血のつながりのない者は、各個人の自由意思によって養子縁組を結ばない限り親子関係を生じることにはないのです。

『家庭の法律相談』より

行雲流水

民生委員児童委員を受けて、2期目の任期が終わりに近づきました。大変な事を引き受けてしまつた後悔の毎日でしたが過ぎてみれば、6年間で速く感じられます。

研修で、町内外の福祉施設を訪問。高齢者、障がい者、児童に関する福祉等の勉強。又、十分にはできなかったが、見守り安否確認。ひとり暮らしの方の元気な様子を見ると、ほっとしたものでした。

幼稚園、小学校、中学校の行事にも参加させて頂いて、楽しい事も多々ありました。

友達もたくさんできましたし、良い経験も沢山ありました。

(青)

「広げよう 地域に根ざした 思いやり」

Q 民生委員・児童委員に相談した内容の秘密は守られますか？

A 大丈夫です。
民生委員・児童委員には、法律上守秘義務があり、相談者の秘密は固く守られます。また、個人情報の取り扱いの研修を受け、細心の注意を払って個人情報を取り扱っています。

Q 私の住んでいる地域にも、民生委員・児童委員はいますか？

A います。
お住まいの地域の民生委員・児童委員に相談したときは、町にお問い合わせください。

民生委員・児童委員は
誰もが安心して
生活できる地域づくり
のために日々活動しています

Q 民生委員・児童委員はどのような手続きを経て、委嘱されるのですか？

A 地域福祉に熱意を持ち、自治会等から推薦された人が、市町ごとの民生委員推薦会、県知事を経て、厚生労働大臣に委嘱されます。

Q 民生委員・児童委員は、どんなことをしている人ですか？

A 地域で、生活上のさまざまな相談にのります。
(介護の不安、子育ての悩み、生活の苦しさなど)
一緒に解決方法を考え、サポートします。



Q 民生委員・児童委員には報酬が支払われるのですか？

A 報酬は支払われません。
ただし、活動に必要な通信費等(費用弁償)として、一定の金額が支給されます。

